

# 大和郡山市公契約条例の手引き

令和3年3月  
大和郡山市

## 目次

1	条例の背景・経緯	1
2	用語の定義	1
3	条例の概要	2
4	適用範囲	4
5	適用労働者の範囲	5
6	公契約誓約書の提出	5
7	賃金支払い状況等報告書の作成・提出	5
8	労働者への周知	6
9	労働者の申出	6
10	聞き取り調査及び改善の指導	6
◆	資料・様式集	
	・公契約に係る手続きフロー	7
	・公契約誓約書	9
	・賃金支払状況等報告送付書	12
	・事業者別賃金支払い状況等報告書	13
	・労働者への明示事項関係	17
	・説明等に係る報告書	19
	・立入調査関係	21
	・措置報告書	23
◆	条例・規則等	
	・大和郡山市公契約条例	25
	・大和郡山市公契約条例施行規則	29

## 1 条例の背景・経緯

景気低迷の中、国の経済政策等が実施され、景気の回復の兆しがみられるものの、事業者の経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況下において、地方公共団体が発注している工事、業務委託等の入札においては価格競争が激化し、その影響から労働者の労働環境の悪化が深刻な問題になっております。

労働環境の悪化は、雇用の不安や労働意欲の減退だけにとどまらず、ひいては事業の質の低下につながることから、一定の歯止めをかける必要があります。

このことから本市では、公契約の基本的なあり方を中心に、市と受注者の両者が協力、又はそれぞれの責務を果たすことにより、適正な労働環境を確保し、市民サービスの質の向上を図ることを目的とした「大和郡山市公契約条例」を制定しました。

## 2 用語の定義

この手引きにおける用語の定義は、次のとおりです。

公契約	ア 市が発注する予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約 イ 市が発注する予定価格が3千万円以上の工事又は製造以外の請負契約及び市と地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者との公の施設の管理に関する協定のうち、規則で定めるもの（4適用範囲参照）
受注者	市と公契約を締結した者をいう。
下請負者等	ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請負い、又は受託する者 イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により、自己の雇用する労働者を受注者又はアに掲げる者のために公契約に係る業務に従事させる者
労働者	公契約に係る業務に従事する労働者のうち、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者であって規則で定めるもの（5適用労働者の範囲参照）

### 3 条例の概要

大和郡山市公契約条例の主な内容は、次のとおりです。

事項	主な内容
目的 (第1条)	公契約に係る基本方針その他の基本となる事項を定め、市及び公契約の相手方となる者の責務を明らかにするとともに、適正な労働条件の確保を図り、もって労働者の生活の安定並びに公共工事及び公共サービスの質の向上に寄与すること
定義 (第2条)	用語の定義参照
市の責務 (第3条)	この条例の目的を達成するために必要な施策を講じる。
受注者及び下請負者等の責務 (第4条)	公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、公契約の適正な履行に努める。
基本方針 (第5条)	①公契約の適正な履行による良質な市民サービスを確保する。 ②入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性を確保する。 ③談合その他の不正行為の排除を徹底する。 ④公契約の履行に当たっては労働条件等に関する法令遵守を求める。
労働者への周知 (第6条)	受注者は、締結した契約が公契約であることその他規則で定める事項（7 労働者への周知参照）を労働者に周知しなければならない。
賃金支払状況等の報告 (第7条)	受注者は、労働者に支払った賃金の額等の状況を市長に報告しなければならない。

<p>立入調査 (第8条)</p>	<p>市長は、この条例に定める事項の履行状況等を確認するために受注者等に対し、必要な報告や資料の提出、立入調査等を求めることができる。</p>
<p>是正、契約の解除 (第9条)</p>	<p>市長は、立入調査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に是正の措置を講ずるよう求め、受注者は、速やかに当該措置を講じなければならない。 市長は、受注者が措置を講じないときには、契約解除することができる。</p>
<p>損害賠償 (第10条)</p>	<p>受注者は、契約解除によって市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>
<p>違約金 (第11条)</p>	<p>受注者がこの条例の規定に違反したときは、違約金を徴収することができる。</p>
<p>公表 (第12条)</p>	<p>市長は、受注者等がこの条例に違反した事項が重大であると判断したときは、公表を行う。</p>
<p>契約文書への記載 (第13条)</p>	<p>市長は、この条例に基づく必要な事項を、契約に関する文書に記載しなければならない。</p>
<p>大和郡山市公契約審議会 (第14条)</p>	<p>この条例の運用方針、その他重要事項について調査審議するために大和郡山市公契約審議会を置く。</p>

## 4 適用範囲

大和郡山市公契約条例の適用を受ける公契約は、次のとおりです。

公契約の種類	適用範囲
工事又は製造の請負契約	予定価格が1億円以上の契約
業務委託契約	予定価格が3千万円以上の契約のうち次に掲げる業務 ① 施設管理業務 ② 清掃業務 ③ 警備業務 ④ 給食調理業務 ⑤ 車両運行业務 ⑥ 廃棄物、資源等回収業務
指定管理協定	予定価格が3千万円以上の協定のうち次に掲げる施設 ① 大和郡山市総合公園施設 ② 大和郡山市老人福祉センター ③ 大和郡山市九条公園施設 ④ 大和郡山市文化会館

※ 予定価格は、税込（消費税及び地方消費税相当額）の金額です。

※ 予定価格は、契約期間内の総額の金額です。

※ 契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等）にかかわらず、公契約条例の適用となります。

※ 適用となる案件については、その旨を入札の公告、指名通知書、指定管理者の指定の申請に係る告知等に記載し、受注者に通知します。受注者は、公契約条例が適用される案件であることを承知した上で、参加することになります。

※ 公契約を締結した受注者は業務の一部を下請、再委託等により下請負者に請け負わせる場合には、公契約条例が適用される契約であり、下請負者にも規定が適用される旨を周知する必要があります。

## 5 適用労働者の範囲

- (1) 大和郡山市公契約条例の適用を受ける労働者は、次のとおりです。  
受注者及び下請負者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等）
- (2) 次に掲げる者は、公契約条例の規定が適用されません。
- ①同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人
  - ②労働基準法第9条に規定する労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）
  - ③最低賃金法第7条の規定により、最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
  - ④公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造、交通誘導員等に従事する者）
  - ⑤工事又は製造の請負契約の場合における現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者）
  - ⑥公契約に従事した時間が1カ月当たり30分未満の者
  - ⑦自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）

## 6 公契約誓約書の提出

- (1) 受注者が業務の一部を下請させる場合や再委託する場合は下請負者等に対して公契約であることを説明します。
- (2) 説明を受けた下請負者等は公契約誓約書を受注者に提出が必要です。
- (3) 受注者は下請負者等より提出された「公契約誓約書」の写しの全てを契約担当課に提出して下さい。

## 7 賃金支払い状況等報告書の作成・提出

- (1) 大和郡山市から受注者に賃金支払状況等を作成する月、提出する期間及び提出先が通知されます。
- ・初回に作成するのは、業務開始日から3カ月を経過した日の属する月の1カ月分になります。
  - ・2回目以降作成するのは、初回作成月から6ヶ月ごとになります。
  - ・提出は作成月の翌月中に行ってください。
- (2) 受注者は「賃金支払状況等報告送付書」及び「事業者別賃金支払状況等報告書」を作成し、紙ベースで提出してください。

### (3) 下請負者等への対応

- ・受注者は、下請負者等がある場合、すべての下請負者等の事業者別賃金支払状況等報告書」を取りまとめて大和郡山市に提出してください。
- ・受注者は、下請負者等に対し、大和郡山市の提出期限に間に合うように提出期限を設け、提出されない場合、提出するように指導してください。
- ・受注者が当該下請負者等に指導しても提出されない場合、その旨を「賃金支払状況等報告送付書」に記載し、大和郡山市に提出してください。

## 8 労働者への周知

受注者は、次に掲げる事項を周知するため、作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者に書面で交付してください。

- ・条例が適用される労働者の範囲
- ・法定の最低賃金額以上の賃金を支払うこと
- ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入すること
- ・最低賃金以上の賃金の支払い、健康保険等の加入がなされていない場合に申し出ることができること（8 労働者の申出参照）及びその申出先

## 9 労働者の申出

労働者は、労働環境に係る事実について、市長等に申し出ることができます。

なお、受注者は、当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し不利益な取り扱いをしてはなりません。

## 10 説明等の要求、立入調査、是正の要求

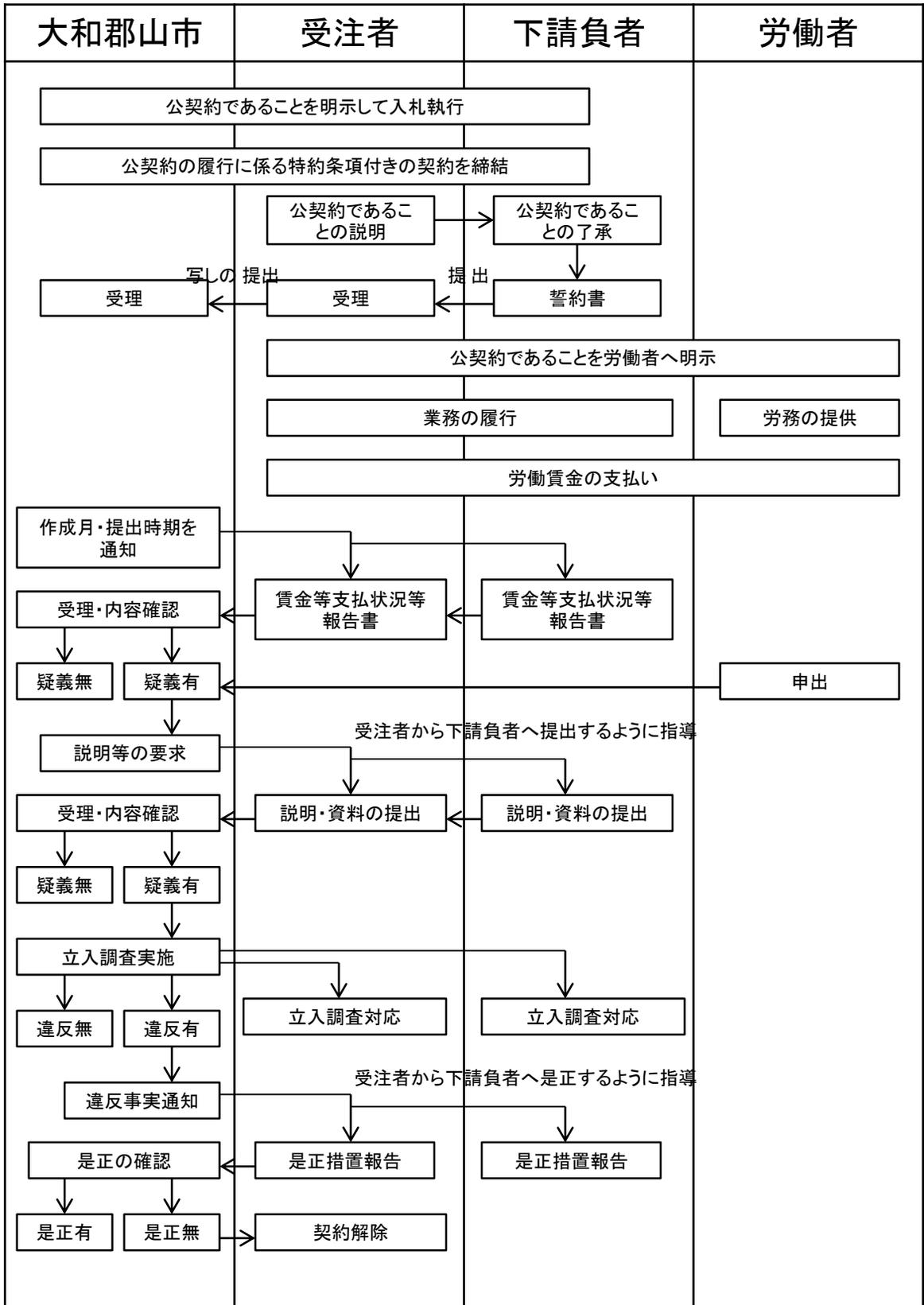
市長は、この条例の事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に受注者等の事業所等に立ち入り調査をさせることができます。

また、報告、資料の提出、立入調査の結果、受注者等がこの条例に違反していると認めるときは、受注者に対し是正の措置を講ずるよう求めます。

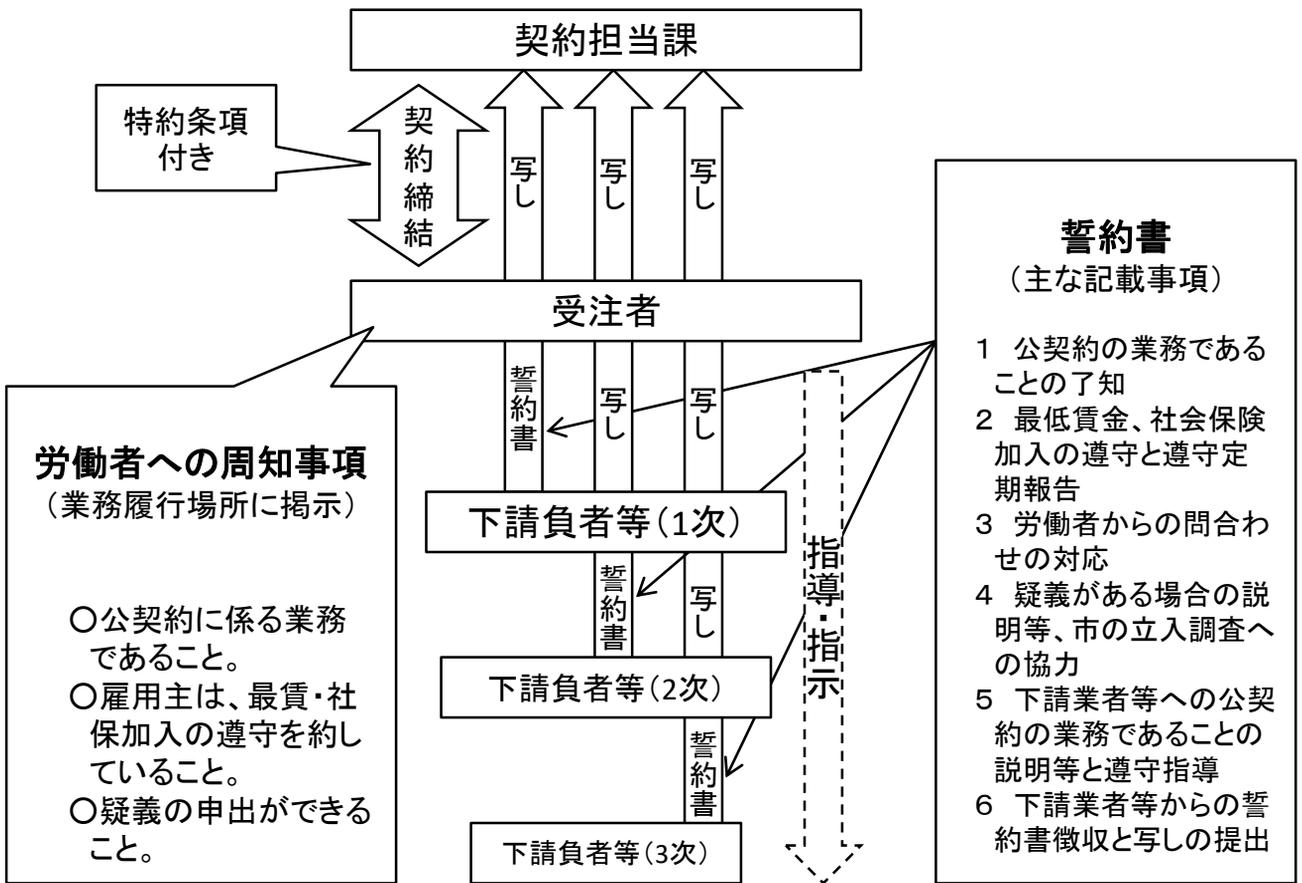
受注者は、是正の措置を講ずるよう求められたときは、速やかに改善を図り当該措置を講ずる必要があります。

受注者が改善を図らない場合は、契約解除（指定管理者にあっては指定の取消し）を行うことがあります。その場合、当該受注者等に損害が生じて、市はその損害を賠償する責任を負いません。

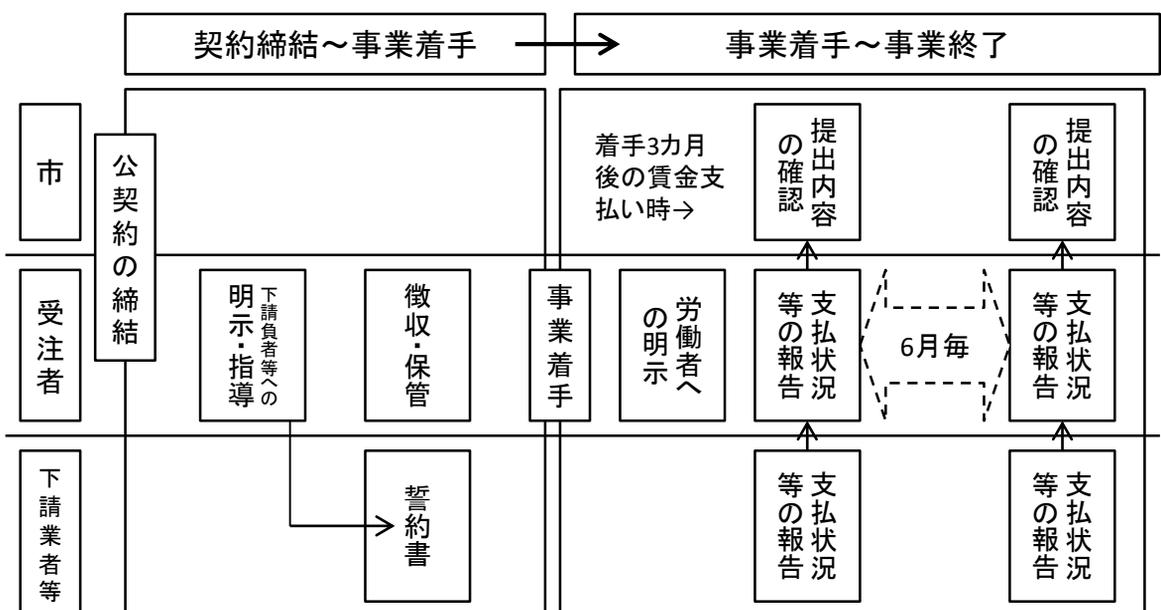
# 公契約にかかる手続きフロー



## 公契約にかかる契約関係図【イメージ】



## 手続きフロー(契約締結～契約終了)【イメージ】



※ 報告の対象となる範囲: 経営者、管理者や直接業務に従事しない職員等を除く労働者

## ①<公契約誓約書>

- 受注者が業務の一部を下請させる場合や再委託する場合、公契約であることを説明します。
- 説明を受けた事業者は、公契約であることを了解し、遵守事項を守ることを約した「公契約誓約書」を受注者に提出します。
- 受注者は事業者より提出された「公契約誓約書」の写しの全てを契約担当課へ提出します。
- 下請負者等が業務の一部をさらに下請負等させる場合（二次下請負者から三次下請負者へ、三次下請負者から四次下請負者へといった場合）も同様の手続を行います。
- この場合、業務内容や労働者の有無にかかわらず、説明を行い、「公契約誓約書」の提出を求めます。
- 受注者は、全ての下請負者から提出された「公契約誓約書」（写しを含む）を保管します。

(公契約誓約書)

## 公契約誓約書

### 【公契約の名称及び契約日】

貴社から受注したこの業務が大和郡山市公契約条例の公契約に係る業務であることを承知し、以下のことを誓約します。

#### 1 この業務について、次の事項を誠実に行います。

- ① この業務に従事する当社の労働者について、
  - ・法定の最低賃金額以上の賃金を支払うこと。
  - ・所定の要件に該当する場合は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させるとともに、法令上必要な場合は、労災保険に加入すること。
  - ・貴社から指示があったときは、条例に基づきその状況を報告すること。
- ② 労働者から法定の最低賃金額以上の賃金が支払われているかどうかや社会保険に加入できるかどうかについての申出があった場合は、速やかに確認を行い、その結果を労働者に説明すること。
- ③ 貴社から、①の内容に関して説明等を求められたり、大和郡山市が①の内容に関して当社に立入調査を行う場合は、説明や関係書類の提出などの必要な協力を行うこと。
- ④ 上記①～③について知り得た個人情報について適切に管理すること。

#### 2 この業務の一部について、他の事業者に、請負、受託又は労働者派遣をさせる場合は、次の事項を誠実に行います。

- ① その事業者に、大和郡山市公契約条例の公契約に係る業務であることを伝えること。
- ② その事業者に、この誓約書の内容と同じことを守るよう誓約書を提出させ、その写しを貴社に提出すること。また、当社がその事業者から誓約書の写しの提出を受けた場合は、貴社に送付すること。
- ③ その事業者が誓約書の内容を守っていない場合は、文書で守るよう指示すること。
- ④ その他公契約の遵守に係る受注者からの指示などに協力すること。

平成 年 月 日

殿

所在地  
事業者名  
代表者名



## ②<賃金支払状況等報告送付書> <事業者別賃金支払状況等報告書>

・大和郡山市から受注者に賃金支払状況等を作成する月、提出する期間及び提出先が通知されます。

・受注者は、「賃金支払状況等報告送付書」及び「事業者別賃金支払状況等報告書」を作成し、紙ベースで提出してください。

・下請負者等への対応

- I 受注者は、下請負者等がある場合、すべての下請負者等の「事業者別賃金支払状況等報告書」を取りまとめて大和郡山市へ提出してください。
- II 受注者は、下請負者等に対し、大和郡山市への提出期限に間に合うように提出期限を設け、提出されない場合、提出するよう指導してください。
- III 受注者が当該下請負者等に指導しても提出されない場合、その旨を「賃金支払状況等報告送付書」に記載し、大和郡山市へ提出してください。

(賃金支払状況等報告送付書 条例第7条、施行規則第6条関係)

年 月 日

大和郡山市長 様

所在地  
受注者の名称  
代表者氏名

印

### 賃金支払状況等の報告について

大和郡山市公契約条例第7条の規定により、下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1 公契約の名称及び契約日

#### 2 事業者別賃金支払等状況報告書

提出	社分
未提出	社分

#### 3 未提出の下請負者等への対応状況

①下請負者等の名称  
所在地  
電話番号

②報告を求めた日

③報告を求めた方法

文書 ・ メール ・ 電話 ・ (その他： )

④報告を求めた日以降の経過



### ③事業者別賃金支払状況等報告書記入要領

#### 1 対象労働者

公契約に係る業務に直接従事する次の労働者（下請負者等に雇用される労働者を含み  
ます。雇用形態を問いません。）

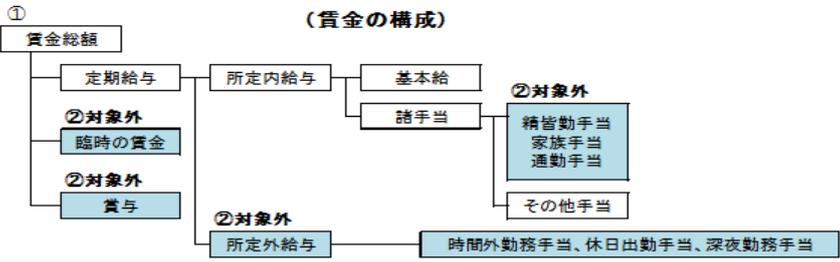
建設工事	建設業法に規定する元請負人又は下請負人に雇用される労働者
業務委託 指定管理	大和郡山市が管理する建物及び土地における施設管理・清掃・警備業務 大和郡山市が管理する建物において行う給食調理・車両運行・廃棄物、 資源等回収業務に従事する労働者

ただし、以下の方は除きます。

業務に直接従事し ない者	（主な例）会社役員、支店長、営業所長、一般事務員、 工事における交通誘導員
履行場所（現場） において管理監督 的な業務又は専門 知識を要する業務 に従事する者	（主な例）会社役員等の労働基準法上の管理監督者、 建設工事における現場代理人、監理技術者、主任技術者、 その他法令上配置が必要な有資格者

#### 2 報告書の記入方法

項目	説明
公契約の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務名（又は工事名）を記入してください。</li> <li>・工事における受注者の場合は、工事番号を（ ）書きで記入してください。</li> </ul>
契約の相手方	貴社が大和郡山市から直接発注を受けている場合は、記入不要です。
電話番号	報告者と昼間に連絡のとれる番号を記入してください。
賃金支払日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告対象となる月における賃金支払日を記入してください。</li> <li>・賃金支払日が複数ある場合は、最も早い日から最も遅い日までの期間を記入してください。</li> </ul>
労働保険番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準監督署に提出した「概算保険料申告書」に記載された労働保険番号（14けた）を記入してください。</li> <li>・工事において、元請業者が下請業者の使用する労働者分も含めて労災保険に加入している場合、下請業者は労働保険番号欄に「請負一括」と記入してください。</li> </ul>

従業員氏名	フルネームで記入してください。	
年齢	賃金支払月の月末における年齢を記入してください。	
賃金形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本給について、該当するものに○印をつけ、金額を記入してください。</li> <li>出来高払制（歩合給）の場合、時給に○印をつけてください。</li> </ul>	
対象とする支払賃金の状況	賃金総額① うち対象外の諸手当② 対象額③	 <p>・賃金支払日に支払った賃金総額①及び対象外諸手当②を記入してください。</p> <p>・賃金支払いの対象となった期間に公契約に係る業務以外の期間が含まれる場合は、公契約に係る業務の期間について日割按分し、それによりがたい場合は、支払った金額の全額を記入してください。</p>
	労働日数④	<p>【月給】 就業規則等で定められた年間所定労働日数を記入してください。</p> <p>【日給】 支払賃金の対象となった総労働日数（有給休暇日を含む）を記入してください。</p> <p>【時給】 記入不要です。（空欄で結構です。）</p>
	労働時間⑤	<p>【共通】 時間は「○（時間）：△（分）」と記入してください。 （例：7時間45分→7：45）</p> <p>【月給、日給】 就業規則等で定められた1日所定労働時間数を記入してください。</p> <p>【時給】 支払賃金の対象となった総労働時間数を記入してください。</p>
	1時間当たりの賃金⑥	<p>【共通】 小数点以下は切り捨て、整数で記入してください。</p> <p>【月給】 <math>③ \times 12 \text{ヶ月} \div (④ \times ⑤)</math></p> <p>【日給】 <math>③ \div (④ \times ⑤)</math></p> <p>【時給】 <math>③ \div ⑤</math></p>

社会保険の加入状況	加入の有無	<p>保険制度ごとに、加入の場合は「有」、未加入の場合は「無」と記入してください。</p> <p>※公契約条例においては、法律に基づく加入義務のない労働者の加入を求めているわけではありません。</p>
	未加入理由	<p>加入有無欄に「無」と記入した場合、未加入理由を下記から選んで該当する番号を記入してください。</p> <p>【雇用保険】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 1週間の所定労働時間が20時間未満である者※</li> <li>2 31日以上雇用見込みがない者※</li> <li>3 昼間学生（卒業予定者で卒業後も引き続き同一事業主に雇用される予定の者、休学中の者を除く）</li> <li>4 季節的に雇用される者で、4カ月以内の期間を定めて雇用される者、又は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者</li> <li>5 その他</li> </ol> <p>※1・2に該当する場合は、短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者に該当しないことが条件です。</p> <p>【健康保険・厚生年金】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 適用事業所でない（常時5人未満の従業員を使用する法定16業種の個人事業所、又は法定16業種以外の個人事業所）</li> <li>2 所定労働日数及び所定労働時間が一般社員のおおむね4分の3未満である者</li> <li>3 特定適用事業所※1に勤務するパートタイマー・アルバイト等の短時間労働者で次の要件を1つでも満たさない者 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 週の労働時間が20時間以上</li> <li>② 雇用期間が1年以上見込まれること</li> <li>③ 賃金の月額が88,000円以上であること</li> <li>④ 昼間学生（卒業予定者で卒業後も引き続き同一事業主に雇用される予定の者及び休学中の者を除く）でないこと</li> </ol> </li> <li>4 健康保険は75歳以上、厚生年金は70歳以上</li> <li>5 臨時に使用される者で、日々雇い入れられる者（1カ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）又は2カ月以内の期間を定めて使用される者※</li> <li>6 季節的業務に使用される者（4カ月を超えて使用される場合を除く）※</li> <li>7 臨時的事業の事業所に使用される者（6カ月を超えて使用される場合を除く）※</li> <li>8 その他</li> </ol> <p>※1 同一事業主の適用事務所の厚生年金保険の被保険者数の合計が、1年で6カ月以上、500人を超えることが見込まれる事業所</p> <p>※2 健康保険について5～7に該当する場合は、国から日雇特例被保険者でない承認を受けていることが必要です。</p>
	備考	<p>最低賃金の減額特例適用を受けている場合、備考欄に減額適用と記載してください。</p>

労働者がいない場合、従業員氏名欄に「該当者なし」と記入してください。

#### ④＜労働者への明示＞

- 受注者は、次頁の事項を労働者へ明示してください。
- 労働者が従事する場所（作業現場、事務所など）の見やすい場所に掲示してください。
- 労働者が少人数で、入れ替わりが少ない場合などにおいては、書面での交付に替えることも可能です。この場合、受領簿を整備し履行場所等に備え付けてください。
- 大和郡山市の契約担当課等が明示の状況を確認します。
- 労働者から受注者に対し、最低賃金以上の賃金が払われていない、社会保険の加入がされていないのではないかという申出があった場合、受注者自身の労働者である時は、疑義を解消するように労働者に対し説明を行ってください。
- 疑義の申出が下請負者等の場合、下請負者等に対し、疑義が申出された旨を連絡し、労働者に対し説明をするよう指導してください。

## 〇〇業務に従事するみなさまへ

### 【特定公契約の名称及び契約日】

- この契約は大和郡山市公契約条例の公契約に該当します。
- 雇用主はこの業務に従事する労働者(※1)について以下のことを約束しています。
  - 法定の最低賃金額(※2)以上の賃金を支払うこと。
  - 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させる(※3)とともに、労災保険に加入すること。
  - 労働者から法定の最低賃金額以上の賃金が支払われているかどうかや法定の社会保険に加入できるかどうかについての申出があった場合は、速やかに確認を行い、その結果を労働者に説明すること(3を参照)。

(※1) この場合の労働者とは、正職員・パートタイマー・派遣社員等の就業形態を問わず、この業務に従事されている方をいいます。直接業務に従事しない会社役員や一般事務員などは除外されます。

(※2) 奈良県の最低賃金は 円( 年 月 日発効)です。

(※3) 雇用主は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、労働者がそれぞれの要件に該当する場合は、加入させる義務があります。
- 労働者は雇用主が最低賃金以上の賃金の支払いや、社会保険の加入について遵守していないと考えるときは、雇用主のほか、大和郡山市又は受注者に申し出ることができます。

申出先	連絡先
受注者の名称 (担当部署： )	
大和郡山市 総務課	〒639-1198 電話 大和郡山市北郡山町248-4 0743-53-1508

## ⑤<説明等に係る報告書>

- 「事業者別賃金支払状況等報告書」に疑義がある場合や、大和郡山市に労働者から疑義の申出があった場合等において、大和郡山市から受注者に文書で説明等の要求が行われま  
す。
- 受注者は、大和郡山市が指定した期限までに「説明等に係る報告書」を提出してくださ  
い。
  
- 参考資料がある場合、「説明等に係る報告書」に添付してください。
  
- 下請負者等への対応
  - I 下請負者等にかかる疑義の場合、受注者が当該下請負者等からの説明等に基づいて  
「説明等に係る報告書」を作成し、大和郡山市へ提出してください。
  - II 受注者は当該下請負者等に対し、大和郡山市の提出に間に合うように提出期限を  
設け、提出されない場合は、提出するよう指導してください。
  - III 受注者が当該下請負者等に指導しても提出されない場合、その旨を「説明等に係る  
報告書」に記載し、大和郡山市へ提出してください。

(説明等に係る報告書 条例第8条関係)

年 月 日

大和郡山市長 様

所在地  
受注者の名称  
代表者氏名

印

### 説明等に係る報告について

賃金支払状況等について、下記のとおり報告します。

記

- 1 公契約の名称及び契約日
- 2 説明内容又は提出資料
- 3 未提出の下請負者等への対応
  - ①下請負者の名称  
所在地  
電話番号
  - ②説明等を求めた日
  - ③説明等を求めた方法
  - ④説明等を求めた日以降の経過

(注) 3の③説明等を求めた方法と内容が判る書類を添付してください。

## ⑥<立入調査対応>

- 「説明等に係る報告書」が提出されない場合や提出されても疑義が解消されない場合は、立入調査を行うことがあります。
- 事前に通知しますので、大和郡山市が求める資料の提示や質問に答えるなど、立入調査に協力してください。
- 下請負者等への対応  
受注者は、下請負者等への立入調査が行われる場合、当該下請負者等へ立入調査に協力するよう指示してください。

(立入調査員証 第8条関係)

(表)

立入調査員証			
			第 号
所 属			
職 名			
氏 名			
生年月日	年	月	日
上記の者は、大和郡山市公契約条例（平成26年12月大和郡山市条例第21号）第8条の規定により立入調査をする職員であることを証明します。			
	年	月	日
大和郡山市長 氏 名 印			

(裏)

大和郡山市公契約条例（抜粋）	
（立入調査）	
第8条 市長は、公契約において、この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に受注者等の事業場等に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。	
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。	

## ⑦<措置報告書>

・法定の最低賃金額以上の賃金が支払われていない、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させていない、労災保険に加入していないと認める場合、大和郡山市から受注者に遵守していないと認める内容の通知がされます。

・受注者は、大和郡山市が指定した期限までに、遵守していないと認める内容に対し、講じた措置及びその結果を「措置報告書」により報告してください。

・必要な措置を講じるに当たり、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないでください。

・下請負者等への対応

I 受注者は、遵守していないと認める内容が下請負者等の場合、受注者が当該下請負者等からの報告に基づいて「措置報告書」を作成し、大和郡山市へ提出してください。

II 受注者は、下請負者等に対し大和郡山市の提出に間に合うよう提出期限を設け、提出されない場合、提出するよう指導してください。

III 受注者が、当該下請負者等に指導しても提出されない場合、その旨を「措置報告書」に記載し、大和郡山市へ提出してください。

(措置報告書)

年 月 日

大和郡山市長 様

所在地  
受注者の名称  
代表者氏名

印

### 措置報告について

大和郡山市公契約条例遵守のための措置を講じましたので、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 公契約の名称及び契約日
- 2 講じた措置及びその結果
- 3 未提出の下請負者への対応
  - ①下請負者の名称  
所在地
  - ②措置報告を求めた日
  - ③報告を求めた方法
  - ④報告を求めた日以降の経過

(注) 3の③措置報告を求めた方法が判る書類を添付してください。